

災害時における炊き出し等の協力に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）及び浦安キッチンカー連絡協議会（以下「乙」という。）は、浦安市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲の地域内で災害時の炊き出し等に関する甲乙の協力に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第 2 条 本協定の対象となる大規模な災害は、災害対策基本法（昭和 36 年法第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害で、甲が浦安市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時に乙に対し、甲が指定した場所における炊き出し等の協力を要請できる。

2 甲は、前項の要請を、様式第 1 号「協力要請書」により行うものとする。ただし、様式第 1 号をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、その後速やかに様式第 1 号を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請があったときは、直ちに炊き出し等の実施の可否について、回答するものとする。

（協力内容）

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、炊き出し等の優先実施に協力するものとする。

2 乙は、炊き出し等を実施する場合、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料 8 品目」及び「特定原材料に準ずるもの 20 品目」について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

3 乙は、炊き出し等を実施する場合、衛生管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

4 甲は、乙が前条の要請に基づき炊き出し等の実施に使用する車両については、優先車両として通行できるように配慮するものとする。

5 乙は、炊き出し等を実施する場合、被災者が無料の炊き出し等である旨を認識できるよう明示し、「通常営業」と容易に区別できるようにすること。

6 甲は、浦安市内における乙以外のキッチンカーによる炊き出し等の実施について知ったときは、乙へ連絡するとともに情報を共有し、混乱をきたさないようにするものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、前条に基づく炊き出し等を実施したときは、甲に対して、様式第2号「実施報告書」をもって甲に報告するものとする。ただし、様式第2号をもって報告することが困難な場合は、電話等により報告し、その後速やかに様式第2号を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙は、第4条に基づく炊き出し等の実施に必要な原材料費、燃料費及び労務費等に要した費用を、甲に請求することができる。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格等を基準として、双方協議の上、決定するものとする。

3 その他、協力に際し別途費用負担が生じた場合は甲及び乙が協議して定めるものとする。

(連絡先等確認)

第7条 甲及び乙は平常時および災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めるものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって通知するものとする。

(平常時の情報交換、取組)

第8条 甲と乙は、災害時における炊き出し等が円滑に行われるよう、平常時から相互の連絡態勢の共有及び甲が行うイベント、防災訓練等についての情報交換、協力、キッチンカーの派遣を行い、災害時に備えるものとする。

(秘密保持)

第 9 条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に関して、協定終了後も含めて、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲及び乙いずれも協定終了の意思表示をしないときは、さらに 1 年間期間を延長することとし、それ以降についても同様とする。

2 甲は、乙が暴力団を含む反社会的勢力に属するものに関与したと認められたときは、前項の規定にかかわらず、この協定を直ちに終了することができる。

3 甲は、前項の規定により、この協定を終了したときは、その旨を直ちに乙に口頭又は電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月17日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内 田 悦 嗣

乙 浦安市富士見五丁目7番9－501号
ローズガーデン舞浜五番館
浦安キッチンカー連絡協議会
会 長 杉 山 泰 弘